

習志野市災害廃棄物処理計画
(資料編)

令和4年3月 改訂

習志野市

— 目 次 —

資 料 編

1. 協定

- 1-1. 市町村間の相互応援協定・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 1-2. 千葉県の協定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 1-3. 廃棄物の収集運搬・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- 1-4. し尿等の収集運搬・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
- 1-5. 仮設トイレ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37
- 1-6. 応急復旧活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 41

2. 補助金関係

- 2-1. 補助金交付要綱等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 50

1. 協定

1-1. 市町村等の相互応援に係る協定

① 災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定 (千葉県内のすべての市町村)

(目的)

第1条 この協定は、千葉県内の地域に災害対策基本法(昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。)第2条第1号に規定する災害(以下「災害」という。)が発生し、被災市町村のみでは十分な応急対策及び復旧対策を実施することができない場合において、災対法第67条第1項による市町村相互の応援が迅速かつ円滑に実施されるよう、千葉県内のすべての市町村が相互に協力することを確認し、相互応援に関する基本的な事項を定めるものとする。

(応援の種類)

第2条 この協定による応援の種類は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両、舟艇等の提供
- (4) 救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
- (5) 被災者の一時収容のための施設の提供
- (6) 被災傷病者の受入れ
- (7) 遺体の火葬のための施設の提供
- (8) ゴミ・し尿等の処理のための施設の提供
- (9) ボランティアの受付及び活動調整
- (10) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

(応援要請の手続き)

第3条 被災市町村の長は、個別に他の市町村の長に応援を要請しようとする場合には、次の各号に掲げる事項を明らかにして電話等により応援を要請するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援の種類
- (3) 応援の具体的な内容及び必要量
- (4) 応援を希望する期間
- (5) 応援場所及び応援場所への経路
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

2 被災市町村の長は、複数の市町村の長に同時に応援を要請しようとする場合には、前項に掲げる事項を明らかにして電話等により千葉県知事(以下「知事」という。)に対し応援要請の依頼を行うものとし、知事は、他の市町村の長に対して速やかに要請内容を伝達するものとする。

3 応援を受けた被災市町村の長は、応援を実施した市町村の長に対し、後日速やかに要請

文書を提出するものとする。

(応援の実施)

- 第4条 前条第1項の規定により応援要請を受けた市町村の長は、応援の内容を電話等により要請した被災市町村の長に連絡し、その後直ちに応援を実施するものとする。ただし、特別な事情により応援できない場合は、その旨を直ちに電話等により連絡するものとする。
- 2 前条第2項の規定により要請内容の伝達を受けた市町村の長は、受諾の可否を速やかに決定し、応援の可否及び応援を実施する場合は、その内容を知事に対し電話等により連絡するとともに応援を実施するものとする。

(自主応援)

- 第5条 被災市町村の長からの応援要請又は知事からの応援要請の依頼がない場合においても、被害の状況に応じ緊急に応援することを必要と認めた市町村の長は、自主的に応援を行うものとする。
- 2 前項の場合において、応援を行おうとする市町村の長は、応援の内容をあらかじめ電話等により被災市町村の長に連絡するとともに、応援を実施する旨及びその内容を知事に連絡するものとする。

(応援の調整)

- 第6条 知事は、前2条に定める相互応援が迅速かつ円滑に実施されるよう応援の調整を行うことができるものとする。

(応援経費の負担)

- 第7条 応援に要した費用は、応援を受けた市町村で負担するものとする。
- 2 応援を受けた市町村において前項の規定により負担する費用を支弁するいとまがないときは、応援を受けた市町村の求めにより応援した市町村は、当該費用を一時繰替支弁するものとする。
- 3 前2項の規定によりがたいときは、その都度、関係市町村間で協議して定める。

(情報の交換等)

- 第8条 市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、千葉県総合防災情報システム等により応援に必要な情報の交換を行うほか、平常時から応援の受入れ体制の整備に努めるものとする。

(その他)

- 第9条 この協定の実施に関し必要な事項については、その都度協議して定めるものとする。

附 則

- 1 この協定は、平成8年2月23日から施行する。
- 2 この協定の締結を証するため、千葉県及び各市町村は、本協定書 81 通を作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保管するものとする。

② 災害時等における廃棄物処理施設に係る相互援助細目協定 (市町村及び一部事務組合)

(主 旨)

第1条 この協定は、「災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定」(平成8年2月23日施行、以下「基本協定」という。)第2条第8号に係る細目を定めるとともに、災害等により多量の廃棄物が発生する等の緊急事態及び一般廃棄物処理施設に改修工事等の事態が発生した場合、市町村及び一部事務組合(以下「市町村等」という。)間で相互に援助協力体制を作るため必要な事項を定めるものとする。

(対象業務)

第2条 対象業務は、市町村等が行うごみ又はし尿(災害廃棄物を含む。)の収集運搬及び一般廃棄物処理施設において行うごみ処理並びにし尿処理業務とする。

ただし、埋立による最終処分は原則として対象業務から除外する。

(市町村等の責務)

第3条 市町村等は、協力体制を円滑に実施するため、次の責務を負うものとする。

- 1 分別収集の徹底を図り、可燃、不燃の区分はもとより資源化、有効利用等を積極的に行い、ごみの減量化に努めなければならない。
- 2 廃棄物処理基本計画に基づき、計画的に施設整備を行い、将来にわたり適正処理を確保できるように努めなければならない。
- 3 施設が常に良好な状態を保持できるよう、適切な維持管理に努めなければならない。
- 4 協力の要請を受けたときは、相互援助の精神をもって、積極的に協力に応ずるよう努めなければならない。

(協力の必要な事態)

第4条 協力の必要な事態とは、次のとおりとする。

1 緊急事態

- (1)災害等による多量の廃棄物が発生し、当該市町村等で処理が困難な事態
- (2)災害時等において、ごみ又はし尿の収集運搬が困難な事態
- (3)不慮の事故による突発的な一般廃棄物処理施設の停止又は処理能力が著しく低下した事態

2 改修工事等の事態

- (1)一般廃棄物処理施設の定期点検整備又は改修工事等で予め計画された事態

(協力の要請)

第5条 協力の要請は、次により行うものとする。

- 1 緊急事態に係る協力要請は、基本協定の定めるところにより行うものとする。
- 2 改修工事等の事態に係る協力の要請を行う場合は、協力要請書(様式1号)により行うものとする。

(費用負担)

第6条 市町村等間で行う収集運搬、ごみ処理及びし尿処理委託業務にかかる費用は、原則として処理原価を基準に当事者間で協議決定をするものとする。

(計画書の提出)

第7条 市町村等は、施設の改修工事等事前に予測が可能な事態については、当該年度の一般廃棄物処理施設の処理計画、処理能力、主な定期点検整備計画及び改修工事計画等を、一般廃棄物処理施設事業計画書(様式2号)による協力を要請する市町村等に対し事前に提出するものとする。

(契約の締結)

第8条 協力要請に基づく収集運搬、ごみ処理及びし尿処理に係る委託業務の契約は、当事者間において書面をもって行うものとする。

(疑義が生じた場合)

第9条 協力体制を行うで疑義が生じた場合は、千葉県環境衛生促進協議会で協議の上、決定するものとする。

付 則

1 この協定は、平成9年7月31日より効力を生ずる。

2 この協定の締結を証するため、各市町村等は、本協定書102通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各1通を保管するものとする。

様式1号

災害時等における廃棄物処理施設に係る協力要請書

第 号
平成 年 月 日

様

市町村長・一部事務組合管理者 印

災害時等における廃棄物処理施設に係る相互援助細目協定第5条の規定により、
下記のとおり要請します。

記

改修工事等 の 内 容	
協力要請の内容	
要請の具体的な 内容及び必要量	
要請する期間	
その他必要事項	

様式2号

平成 年度一般廃棄物処理施設事業計画書

第 号
平成 年 月 日

様

市町村長・一部事務組合管理者 印

災害時等における廃棄物処理施設に係る相互援助細目協定第7条の規定により、
下記の施設について別紙のとおり報告します。

記

1 ごみ処理施設

2 し尿処理施設

3 連絡先

担当部課署	
担当者	
電話番号	

別紙(ごみ処理施設用)

施設の種類			
名称			
所在地	〒 TEL ()		
稼働年月		稼働日数	日/年
公称能力	t/日	実処理能力	t/日
計画処理量	t/年	受入可能量	t/日
プラスチックの混焼	可・否	設計発熱量 (高質ごみ)	kcal/kg
定期点検等整備の時期	第1号炉	平成 年 月	
	第2号炉	平成 年 月	
	第3号炉	平成 年 月	
	第4号炉	平成 年 月	
改修工事	有・無	時期	平成 年 月
次期整備計画の時期		平成 年度予定	

別紙(し尿処理施設用)

施設の種類			
名称			
所在地	〒 TEL ()		
稼働年月		稼働日数	日/年
公称能力	ℓ/日	実処理能力	ℓ/日
計画処理量	ℓ/年	受入可能量	ℓ/日
定期点検等整備の時期		平成 年 月	
改修工事	有・無	時期	平成 年 月
次期整備計画の時期		平成 年度予定	

1-2. 千葉県の協定

① 地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定 (一般社団法人 千葉県産業廃棄物協会)

(趣旨)

第1条 地震等の大規模災害(以下「災害」という。)が発生し、個々の市町村では対応が困難な場合における災害廃棄物の撤去、収集・運搬及び処分に関し、千葉県(以下「甲」という。)が、社団法人千葉県産業廃棄物協会(以下「乙」という。)に協力を求めるに当たって必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この協定において「災害廃棄物」とは、がれき(災害により損壊した建物等の解体撤去等に伴って発生したコンクリート塊、木くず、金属くず、廃プラスチック等)、生活ごみ(災害により一時的に発生した粗大ごみを含む)などの廃棄物をいう。

(協力要請)

第3条 甲は、県内の市町村(以下「市町村」という。)が実施する次の各号の事業(以下「災害廃棄物の処理等」という。)について、市町村からの要請に基づいて、乙に協力を要請する。

- (1) 災害廃棄物の撤去
- (2) 災害廃棄物の収集・運搬
- (3) 災害廃棄物の処分
- (4) 前各号に伴う必要な事業

(協力要請の手続き)

第4条 甲は、協力要請に当たっては、次の各号に掲げる事項を文書で乙に通知する。ただし、文書により難しい場合は口頭で要請し、後に速やかに文書で通知する。

- (1) 市町村名
- (2) 協力内容
- (3) その他必要な事項

(災害廃棄物の処理等の実施)

第5条 乙は、甲から要請があったときは、必要な人員、車両、資機材を調達し、市町村が実施する災害廃棄物の処理等に可能な限り協力するものとする。

2 乙は、災害廃棄物の処理等の実施に当たっては、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮すること。
- (2) 災害廃棄物の再利用及び再資源化のため分別に配慮すること。

(情報の提供)

第6条 甲は、災害廃棄物の処理等に円滑な協力を得られるように、乙に県内の被災状況、復旧状況その他必要な情報を提供する。

2 乙は、災害発生時において、災害廃棄物の処理等に関し協力可能な会員の状況を甲へ報告する。

(実施報告)

第7条 乙は、災害廃棄物の処理等を実施したときは、次の各号に掲げる事項を文書で甲へ通知するものとする。

- (1) 市町村名

(2)実施内容

(3)その他必要な事項

(費用負担)

第8条 第3条の要請に基づき実施した災害廃棄物の処理等に要した費用については、当該処理等に係る市町村が負担し、その価格は乙と当該市町村で協議のうえ決定する。

(損害補償)

第9条 第3条の要請により災害廃棄物の処理等に従事した者がそのため死亡し、負傷し、または疾病にかかった場合の損害補償については、労働災害補償保険法(昭和22年法律第50号)その他の法令による。

(仮置場)

第10条 災害廃棄物の処理等に必要な仮置場については、原則として当該処理等に係る市町村で確保するものとし、必要に応じて甲が調整を行う。

(連絡窓口)

第11条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては千葉県環境生活部資源循環推進課とし、乙においては社団法人千葉県産業廃棄物協会事務局とする。

(協会員の状況等の報告)

第12条 乙は、本協定に係る協会員の人員、車両、資機材等を毎年5月末までに甲に報告するものとする。ただし、甲が必要と認めた場合は乙に随時報告を求めることができる。

(協議)

第13条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲と乙とで協議して定める。

この協定を証するため本書2通を作成し、甲乙各1通を保有するものとする。

平成15年9月11日

甲 千葉市中央区市場町1番1号

千葉県

千葉県知事

乙 千葉市中央区新千葉2丁目1番地7号

第二石橋ビル

社団法人千葉県産業廃棄物協会

会長

② 地震等大規模災害時における被災建物の解体撤去等に関する協定 (千葉県解体工事業協同組合)

(趣旨)

第1条 地震等の大規模災害(以下「災害」という。)が発生し、個々の市町村では対応が困難な場合において、災害廃棄物の撤去等に付随して必要となる被災した建物等の解体等に関し、千葉県(以下「甲」という。)が、千葉県解体工事業協同組合(以下「乙」という。)に協力を求めるに当たって必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この協定において「災害廃棄物」とは、がれき(災害により損壊した建物等の解体撤去等に伴って発生したコンクリート塊、木くず、金属くず、廃プラスチック等)、生活ごみ(災害により一時的に発生した粗大ごみを含む)などの廃棄物をいう。

(協力要請)

第3条 甲は、県内の市町村(以下「市町村」という。)が実施する次の各号の事業(以下「解体撤去等」という。)について、市町村からの要請に基づいて、乙に協力を要請する。

- (1)被災した建物等の解体
- (2)災害廃棄物の撤去
- (3)前各号に伴う必要な事業

(協力要請の手続き)

第4条 甲は、協力要請に当たっては、次の各号に掲げる事項を文書で乙に通知する。ただし、文書により難しい場合は口頭で要請し、後に速やかに文書で通知する。

- (1)市町村名
- (2)協力内容
- (3)その他必要な事項

(解体撤去等の実施)

第5条 乙は、甲から要請があったときは、必要な人員、車両、資機材を調達し、市町村が実施する解体撤去等に可能な限り協力するものとする。

2 乙は、解体撤去等の実施に当たっては、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

- (1)周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮すること。
- (2)災害廃棄物の再利用及び再資源化に配慮すること。

(情報の提供)

第6条 甲は、解体撤去等に円滑な協力を得られるように、乙に県内の被災状況、復旧状況その他必要な情報を提供する。

2 乙は、災害発生時において、解体撤去等に関し協力可能な会員の状況を甲へ報告する。

(実施報告)

第7条 乙は、解体撤去等を実施したときは、次の各号に掲げる事項を文書で甲へ通知するものとする。

- (1)市町村名
- (2)実施内容
- (3)その他必要な事項

(費用負担)

第8条 第3条の要請に基づき実施した解体撤去等に要した費用については、当該解体撤去等に係る市町村が負担し、その価格は乙と当該市町村で協議のうえ決定する。

(損害補償)

第9条 第3条の要請により解体撤去等に従事した者がそのため死亡し、負傷し、又は疾病にかかった場合の損害補償については、労働災害補償保険法(昭和22年法律第50号)その他の法令による。

(仮置場)

第10条 災害廃棄物の処理等に必要な仮置場については、原則として当該処理等に係る市町村で確保するものとし、必要に応じて甲が調整を行う。

(連絡窓口)

第11条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては千葉県環境生活部資源循環推進課とし、乙においては千葉県解体工事業協同組合事務局とする。

(協会員の状況等の報告)

第12条 乙は、本協定に係る組合員の人員、車両、資機材等を毎年5月末までに甲に報告するものとする。ただし、甲が必要と認めた場合は乙に随時報告を求めることができる。

(協議)

第13条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲と乙とで協議して定める。

この協定を証するため本書2通を作成し、甲乙各1通を保有するものとする。

平成15年9月11日

甲 千葉市中央区市場町1番1号
千葉県
千葉県知事

乙 千葉市中央区新千葉2丁目5番地14号
ニュー芳野ビル6階
千葉県解体工事業協同組合
理事長

1-3. 廃棄物の収集運搬

① 災害廃棄物の収集運搬等の協力に関する協定 (習志野市資源回収協同組合)

習志野市内において、地震、風水害その他の災害(以下「災害」という。)が発生した場合の災害廃棄物の収集運搬等の協力に関し、習志野市(以下「甲」という。)と習志野市資源回収協同組合(以下「乙」という。)との間において、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害時における民間協力の一環として、災害廃棄物の円滑な収集運搬等を行うため、甲、乙間において必要な事項を定め、もって災害に対し迅速かつ的確に対応することを目的とする。

(定義)

第2条 この協定において「災害廃棄物」とは、災害発生時に住民の生活により排出される家具やたたみ等の一般廃棄物で、し尿を除くものをいう。

(協力要請)

第3条 市内において、災害が発生した場合、甲は乙に対し、災害廃棄物の収集運搬等について協力を要請することができる。

2 甲が前項の規定により災害廃棄物の収集運搬等の協力を要請するときは、災害廃棄物の収集運搬等要請書(別記第1号様式)により、乙に直接要請できるものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により要請できるものとし、事後遅滞なく乙に災害廃棄物の収集運搬等要請書を提出するものとする。

(協力の実施)

第4条 乙は、前条の規定により要請を受けた場合は、必要な人員、車両等を調達し、災害廃棄物の収集運搬等に協力するものとする。なお、乙はあらかじめ甲と協議の上、習志野市入札参加資格者名簿に登載されている業者を、災害廃棄物の収集運搬等に協力させることができるものとする。

(実施報告)

第5条 乙は、要請事項を実施する場合は、適宜その活動内容等の経過について報告するとともに、その業務を完了したときは、速やかに災害廃棄物の収集運搬等実施状況報告書(別記第2号様式)を甲に提出するものとする。

(費用負担)

第6条 甲の要請により、乙が実施した災害廃棄物の収集運搬等に要する費用については、乙の請求に基づき、甲が支払うものとする。

2 前項の規定により甲が支払う費用の額については、甲乙協議の上決定し習志野市財務規則(平成3年規則第25号)に基づき支払うものとする。

(連絡先等の通知)

第7条 甲及び乙は、災害廃棄物の収集運搬等を行うにあたり、関係する事項の伝達を円滑に行うため、相互に連絡先及び連絡責任者を通知するものとする。なお、当該内容に変更が生じた場合は、速やかに相手に通知するものとする。

(災害時の情報提供)

第8条 乙は、災害廃棄物の収集運搬等の実施中に得た災害情報を積極的に甲に提供するものとする。

(守秘義務)

第9条 乙は、災害廃棄物の収集運搬等の実施に関して知り得た秘密を、甲以外の者に漏らしてはならない。

(訓練)

第10条 業務の円滑な実施を期するため、乙は、必要に応じて甲の行う防災訓練に参加するものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に疑義を生じたときは、甲乙協議の上定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成29年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の30日前までに、甲乙いずれからも何らの申出がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成28年12月1日

甲 習志野市鷺沼1丁目1番1号
習志野市
市長 宮本 泰介

乙 習志野市茜浜3丁目4番10号
習志野市資源回収協同組合
代表理事 熊倉 一夫

別記第1号様式(第3条第2項)

第 号
年 月 日

習志野市資源回収協同組合
代表理事 様

習志野市長 印

災害廃棄物の収集運搬等要請書

災害廃棄物の収集運搬等の協力に関する協定第3条第2項に基づき、下記のとおり要請します。

記

1. 災害の状況			
2. 災害廃棄物等の内容			
3. 支援業務等の内容			
4. 処理を行う災害廃棄物等の場所及び期間	場所:		
	年 月 日 から 年 月 日		
5. その他必要な事項			
6. 連絡責任者	所属		職・氏名
	TEL		FAX
			e-mail

習志野市長 様

習志野市資源回収協同組合
代表理事 印

廃棄物の収集運搬等実施状況報告書

災害廃棄物の収集運搬等の協力に関する協定第5条に基づき、下記のとおり報告します。

1. 災害廃棄物等の処理 を実施した場所			
2. 災害廃棄物等の処理 の内容			
3. 災害廃棄物等の処理 に従事した要員、車両 及び資機材等			
4. 災害廃棄物等の処理 に従事した期間	年 月 日 から 年 月 日		
5. その他必要な事項			
6. 連絡責任者	担当者 職・氏名		
	TEL	FAX	
		e-mail	

1-4. し尿等の収集運搬

① 災害時におけるし尿等の収集運搬に関する協定書 (公益社団法人 船橋市清美公社)

習志野市(以下「甲」という。)と公益社団法人 船橋市清美公社(以下「乙」という。)は、習志野市において災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に規定する災害が発生し、習志野市災害対策本部が設置された場合において、仮設トイレ等から発生するし尿、浄化槽汚泥等(以下「し尿等」という。)の収集運搬業務、仮設トイレ等の周辺にあふれ出したし尿等の清掃及び収集運搬業務(以下「協定業務」という。)に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害発生時における仮設トイレ等のし尿等の円滑な収集運搬を遂行するため、甲、乙間における協定業務に関する基本的事項を定め、もって災害に対し迅速かつ的確に対応することを目的とする。

(協力の要請)

第2条 甲は、市内において災害が発生した場合、乙に対し、し尿等の収集、運搬、処理等要請書(別記第1号様式。以下「要請書」という。)に基づき協力を要請する。

2 前項の規定にかかわらず、甲は、緊急を要する場合には口頭により協力を要請することができる。この場合において、甲は、緊急を要する事情が止んだときは、速やかに要請書を乙に交付しなければならない。

(協定業務の実施)

第3条 乙は、甲から前条の規定による要請があったときは、必要な人員及び車両を可能な範囲で調達し、甲の指示に従い、当該業務を実施するものとする。

2 前項の場合において、乙は次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮すること。
- (2) し尿等への異物混入防止に努めること。
- (3) 甲又は第三者に損害を及ぼすことのないよう特段の注意を払うこと。

(実施の報告)

第4条 乙は、前条第1項の規定による業務が完了したときは、し尿等の収集、運搬、処理等報告書(別記第2号様式。以下「報告書」という。)により、次に掲げる事項を甲に報告するものとする。

- (1) 協定業務に要した車両台数及び収集日時
- (2) 協定業務における避難所等ごとの収集基数及び収集量
- (3) 協定業務に従事した期間
- (4) その他必要な事項

(事故の報告)

第5条 乙は、協定業務に従事した者が死亡、負傷、疾病又は障害を受けた場合は、事故報告書（別記第3号様式）により速やかに甲に報告するものとする。

(災害補償)

第6条 前条の規定により事故の報告があった場合において、当該従事した者又はその者の遺族に対する災害補償については、乙の加入する労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の休業補償給付又は遺族補償給付によるものとする。

(費用の負担)

第7条 第2条の要請に基づき乙が実施した協定業務に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の費用の額及び支払方法については、甲乙協議して定めるものとする。

(相互の連絡)

第8条 甲及び乙は、協定業務の円滑な実施のため、それぞれの組織内に担当部署又は担当者を定め、互いにその連絡先を通知するものとする。連絡先に変更があったときも、また同様とする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は協定締結の日から3年とする。ただし、有効期間満了の1月前までに甲又は乙が文書により協定の終了を通知しない場合は、3年間延長されるものとし、その後も同様とする。

(定めのない事項等の処理)

第10条 この協定に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上各自1通を保有する。

平成29年12月25日

甲 習志野市鷺沼2丁目1番1号
習志野市
市長 宮本 泰介

乙 船橋市潮見町16番7
公益社団法人 船橋市清美公社
理事長 長岡 秀樹

別 記

第1号様式(第2条第1項)

年 月 日

様

習志野市長 印

し尿等の収集、運搬、処理等要請書

「災害時におけるし尿等の収集運搬に関する協定書」第2条第1項の規定により、
次のとおり要請します。

災害の名称			
要請の期間	年 月 日() ~ 年 月 日()		
収集の 場所と地域		推 定 件 数	
想定収集量			
搬入先	<input type="checkbox"/> 他市町村し尿処理施設 ()		
要請車両台数			
要請人員			
担当者	所 属: 部 課 氏 名: 電 話:		

第2号様式(第4条)

年 月 日

(宛先) 習志野市長

印

し尿等の収集、運搬、処理等報告書

「災害時におけるし尿等の収集運搬に関する協定書」第4条の規定により、次のとおり報告します。

災害の名称			
協定業務に従事した期間	年 月 日()) 年 月 日()		
収集の場所と地域		収集件数	
収集量	_____基 _____ℓ		
搬入先	<input type="checkbox"/> 他市町村し尿処理施設 ()		
従事車両台数			
従事人員			
担当者	氏 名: 電 話:		

* 任意の様式で「車両ごとの収集日時」、「収集箇所ごとの作業量及び収集量」を添付すること。

② 災害時におけるし尿等の収集運搬に関する協定書 (株式会社都市整美センター)

習志野市(以下「甲」という。)と株式会社 都市整美センター(以下「乙」という。)は、習志野市において災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に規定する災害が発生し、習志野市災害対策本部が設置された場合において、仮設トイレ等から発生するし尿、浄化槽汚泥等(以下「し尿等」という。)の収集運搬業務、仮設トイレ等の周辺にあふれ出したし尿等の清掃及び収集運搬業務(以下「協定業務」という。)に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害発生時における仮設トイレ等のし尿等の円滑な収集運搬を遂行するため、甲、乙間における協定業務に関する基本的事項を定め、もって災害に対し迅速かつ的確に対応することを目的とする。

(協力の要請)

第2条 甲は、市内において災害が発生した場合、乙に対し、し尿等の収集、運搬、処理等要請書(別記第1号様式。以下「要請書」という。)に基づき協力を要請する。

2 前項の規定にかかわらず、甲は、緊急を要する場合には口頭により協力を要請することができる。この場合において、甲は、緊急を要する事情が止んだときは、速やかに要請書を乙に交付しなければならない。

(協定業務の実施)

第3条 乙は、甲から前条の規定による要請があったときは、必要な人員及び車両を可能な範囲で調達し、甲の指示に従い、当該業務を実施するものとする。

2 前項の場合において、乙は次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮すること。
- (2) し尿等への異物混入防止に努めること。
- (3) 甲又は第三者に損害を及ぼすことのないよう特段の注意を払うこと。

(実施の報告)

第4条 乙は、前条第1項の規定による業務が完了したときは、し尿等の収集、運搬、処理等報告書(別記第2号様式。以下「報告書」という。)により、次に掲げる事項を甲に報告するものとする。

- (1) 協定業務に要した車両台数及び収集日時
- (2) 協定業務における避難所等ごとの収集基数及び収集量
- (3) 協定業務に従事した期間
- (4) その他必要な事項

(事故の報告)

第5条 乙は、協定業務に従事した者が死亡、負傷、疾病又は障害を受けた場合は、事故報

告書（別記第3号様式）により速やかに甲に報告するものとする。

（災害補償）

第6条 前条の規定により事故の報告があった場合において、当該従事した者又はその者の遺族に対する災害補償については、乙の加入する労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の休業補償給付又は遺族補償給付によるものとする。

（費用の負担）

第7条 第2条の要請に基づき乙が実施した協定業務に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の費用の額及び支払方法については、甲乙協議して定めるものとする。

（相互の連絡）

第8条 甲及び乙は、協定業務の円滑な実施のため、それぞれの組織内に担当部署又は担当者を定め、互いにその連絡先を通知するものとする。連絡先に変更があったときも、また同様とする。

（有効期間）

第9条 この協定の有効期間は協定締結の日から3年とする。ただし、有効期間満了の1月前までに甲又は乙が文書により協定の終了を通知しない場合は、3年間延長されるものとし、その後も同様とする。

（定めのない事項等の処理）

第10条 この協定に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上各自1通を保有する。

平成29年12月25日

甲 習志野市鷺沼2丁目1番1号
習志野市
市長 宮本 泰介

乙 東京都墨田区両国4丁目19番2号
株式会社 都市整美センター
代表取締役 坂井 伴好

別 記

第1号様式(第2条第1項)

年 月 日

様

習志野市長 印

し尿等の収集、運搬、処理等要請書

「災害時におけるし尿等の収集運搬に関する協定書」第2条第1項の規定により、次のとおり要請します。

災害の名称			
要請の期間	年 月 日() ? 年 月 日()		
収集の 場所と地域		推 定 件 数	
想定収集量			
搬入先	<input type="checkbox"/> 他市町村し尿処理施設 ()		
要請車両台数			
要請人員			
担当者	所 属: 部 課 氏 名: 電 話:		

第2号様式(第4条)

年 月 日

(宛先) 習志野市長

印

し尿等の収集、運搬、処理等報告書

「災害時におけるし尿等の収集運搬に関する協定書」第4条の規定により、次のとおり報告します。

災害の名称			
協定業務に従事した期間	年 月 日() ~ 年 月 日()		
収集の場所と地域		収集件数	
収集量	_____基 _____ℓ		
搬入先	<input type="checkbox"/> 他市町村し尿処理施設 ()		
従事車両台数			
従事人員			
担当者	氏 名: 電 話:		

* 任意の様式で「車両ごとの収集日時」、「収集箇所ごとの作業量及び収集量」を添付すること。

③ 災害時におけるし尿等の収集運搬に関する協定書 (丸徳環境株式会社)

習志野市(以下「甲」という。)と丸徳環境株式会社(以下「乙」という。)は、習志野市において災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に規定する災害が発生し、習志野市災害対策本部が設置された場合において、仮設トイレ等から発生するし尿、浄化槽汚泥等(以下「し尿等」という。)の収集運搬業務、仮設トイレ等の周辺にあふれ出たし尿等の清掃及び収集運搬業務(以下「協定業務」という。)に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害発生時における仮設トイレ等のし尿等の円滑な収集運搬を遂行するため、甲、乙間における協定業務に関する基本的事項を定め、もって災害に対し迅速かつ的確に対応することを目的とする。

(協力の要請)

第2条 甲は、市内において災害が発生した場合、乙に対し、し尿等の収集、運搬、処理等要請書(別記第1号様式。以下「要請書」という。)に基づき協力を要請する。

2 前項の規定にかかわらず、甲は、緊急を要する場合には口頭により協力を要請することができる。この場合において、甲は、緊急を要する事情が止んだときは、速やかに要請書を乙に交付しなければならない。

(協定業務の実施)

第3条 乙は、甲から前条の規定による要請があったときは、必要な人員及び車両を可能な範囲で調達し、甲の指示に従い、当該業務を実施するものとする。

2 前項の場合において、乙は次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮すること。
- (2) し尿等への異物混入防止に努めること。
- (3) 甲又は第三者に損害を及ぼすことのないよう特段の注意を払うこと。

(実施の報告)

第4条 乙は、前条第1項の規定による業務が完了したときは、し尿等の収集、運搬、処理等報告書(別記第2号様式。以下「報告書」という。)により、次に掲げる事項を甲に報告するものとする。

- (1) 協定業務に要した車両台数及び収集日時
- (2) 協定業務における避難所等ごとの収集基数及び収集量
- (3) 協定業務に従事した期間
- (4) その他必要な事項

(事故の報告)

第5条 乙は、協定業務に従事した者が死亡、負傷、疾病又は障害を受けた場合は、事故報告書(別記第3号様式)により速やかに甲に報告するものとする。

(災害補償)

第6条 前条の規定により事故の報告があった場合において、当該従事した者又はその者の遺族に対する災害補償については、乙の加入する労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の休業補償給付又は遺族補償給付によるものとする。

(費用の負担)

第7条 第2条の要請に基づき乙が実施した協定業務に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の費用の額及び支払方法については、甲乙協議して定めるものとする。

(相互の連絡)

第8条 甲及び乙は、協定業務の円滑な実施のため、それぞれの組織内に担当部署又は担当者を定め、互いにその連絡先を通知するものとする。連絡先に変更があったときも、また同様とする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は協定締結の日から3年とする。ただし、有効期間満了の1月前までに甲又は乙が文書により協定の終了を通知しない場合は、3年間延長されるものとし、その後も同様とする。

(定めのない事項等の処理)

第10条 この協定に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上各自1通を保有する。

平成29年12月25日

甲 習志野市鷺沼2丁目1番1号
習志野市
市長 宮本 泰介

乙 千葉市稲毛区宮野木町441番地12
丸徳環境 株式会社
代表取締役 徳山 智美

別 記

第 1 号様式（第 2 条第 1 項）

年 月 日

様

習志野市長

印

し尿等の収集、運搬、処理等要請書

「災害時におけるし尿等の収集運搬に関する協定書」第 2 条第 1 項の規定により、次のとおり要請します。

災害の名称			
要請の期間	年 月 日 () ~ 年 月 日 ()		
収 集 の 場 所 と 地 域		推 定 件 数	
想定収集量			
搬 入 先	<input type="checkbox"/> 他市町村し尿処理施設 ()		
要請車両台数			
要 請 人 員			
担 当 者	所 属 : 部 課 氏 名 : 電 話 :		

第2号様式（第4条）

年 月 日

（宛先） 習志野市長

印

し尿等の収集、運搬、処理等報告書

「災害時におけるし尿等の収集運搬に関する協定書」第4条の規定により、次のとおり報告します。

災害の名称			
協定業務に従事した期間	年 月 日 ()) 年 月 日 ()		
収集の場所と地域		収集件数	
収集量	_____ 基 _____ ℓ		
搬入先	<input type="checkbox"/> 他市町村し尿処理施設 ()		
従事車両台数			
従事人員			
担当者	氏 名 : 電 話 :		

*任意の様式で「車両ごとの収集日時」、「収集箇所ごとの作業量及び収集量」を添付すること。

④ 災害時におけるし尿等の収集運搬に関する協定書 (船橋興産株式会社)

習志野市(以下「甲」という。)と船橋興産株式会社(以下「乙」という。)は、習志野市において災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に規定する災害が発生し、習志野市災害対策本部が設置された場合において、仮設トイレ等から発生するし尿、浄化槽汚泥等(以下「し尿等」という。)の収集運搬業務、仮設トイレ等の周辺にあふれ出たし尿等の清掃及び収集運搬業務(以下「協定業務」という。)に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害発生時における仮設トイレ等のし尿等の円滑な収集運搬を遂行するため、甲、乙間における協定業務に関する基本的事項を定め、もって災害に対し迅速かつ的確に対応することを目的とする。

(協力の要請)

第2条 甲は、市内において災害が発生した場合、乙に対し、し尿等の収集、運搬、処理等要請書(別記第1号様式。以下「要請書」という。)に基づき協力を要請する。

2 前項の規定にかかわらず、甲は、緊急を要する場合には口頭により協力を要請することができる。この場合において、甲は、緊急を要する事情が止んだときは、速やかに要請書を乙に交付しなければならない。

(協定業務の実施)

第3条 乙は、甲から前条の規定による要請があったときは、必要な人員及び車両を可能な範囲で調達し、甲の指示に従い、当該業務を実施するものとする。

2 前項の場合において、乙は次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮すること。
- (2) し尿等への異物混入防止に努めること。
- (3) 甲又は第三者に損害を及ぼすことのないよう特段の注意を払うこと。

(実施の報告)

第4条 乙は、前条第1項の規定による業務が完了したときは、し尿等の収集、運搬、処理等報告書(別記第2号様式。以下「報告書」という。)により、次に掲げる事項を甲に報告するものとする。

- (1) 協定業務に要した車両台数及び収集日時
- (2) 協定業務における避難所等ごとの収集基数及び収集量
- (3) 協定業務に従事した期間
- (4) その他必要な事項

(事故の報告)

第5条 乙は、協定業務に従事した者が死亡、負傷、疾病又は障害を受けた場合は、事故報告書(別記第3号様式)により速やかに甲に報告するものとする。

(災害補償)

第6条 前条の規定により事故の報告があった場合において、当該従事した者又はその者の遺族に対する災害補償については、乙の加入する労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の休業補償給付又は遺族補償給付によるものとする。

(費用の負担)

第7条 第2条の要請に基づき乙が実施した協定業務に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の費用の額及び支払方法については、甲乙協議して定めるものとする。

(相互の連絡)

第8条 甲及び乙は、協定業務の円滑な実施のため、それぞれの組織内に担当部署又は担当者を定め、互いにその連絡先を通知するものとする。連絡先に変更があったときも、また同様とする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は協定締結の日から3年とする。ただし、有効期間満了の1月前までに甲又は乙が文書により協定の終了を通知しない場合は、3年間延長されるものとし、その後も同様とする。

(定めのない事項等の処理)

第10条 この協定に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上各自1通を保有する。

平成29年12月25日

甲 習志野市鷺沼2丁目1番1号
習志野市
市長 宮本 泰介

乙 船橋市高瀬町31番地2
船橋興産 株式会社
代表取締役 高橋 政行

別 記

第1号様式（第2条第1項）

年 月 日

様

習志野市長

印

し尿等の収集、運搬、処理等要請書

「災害時におけるし尿等の収集運搬に関する協定書」第2条第1項の規定により、次のとおり要請します。

災害の名称			
要請の期間	年 月 日 () ~ 年 月 日 ()		
収集の 場所と地域		推 定 件 数	
想定収集量			
搬入先	<input type="checkbox"/> 他市町村し尿処理施設 ()		
要請車両台数			
要請人員			
担当者	所 属 : 部 課 氏 名 : 電 話 :		

第2号様式（第4条）

年 月 日

（宛先） 習志野市長

印

し尿等の収集、運搬、処理等報告書

「災害時におけるし尿等の収集運搬に関する協定書」第4条の規定により、次のとおり報告します。

災害の名称			
協定業務に従事した期間	年 月 日 ()) 年 月 日 ()		
収集の場所と地域		収集件数	
収集量	_____基_____ℓ		
搬入先	<input type="checkbox"/> 他市町村し尿処理施設 ()		
従事車両台数			
従事人員			
担当者	氏名： 電話：		

* 任意の様式で「車両ごとの収集日時」、「収集箇所ごとの作業量及び収集量」を添付すること。

⑤ 災害時におけるし尿等の収集運搬に関する協定書 (株式会社森山工業)

習志野市(以下「甲」という。)と株式会社 森山工業(以下「乙」という。)は、習志野市において災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に規定する災害が発生し、習志野市災害対策本部が設置された場合において、仮設トイレ等から発生するし尿、浄化槽汚泥等(以下「し尿等」という。)の収集運搬業務、仮設トイレ等の周辺にあふれ出たし尿等の清掃及び収集運搬業務(以下「協定業務」という。)に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害発生時における仮設トイレ等のし尿等の円滑な収集運搬を遂行するため、甲、乙間における協定業務に関する基本的事項を定め、もって災害に対し迅速かつ的確に対応することを目的とする。

(協力の要請)

第2条 甲は、市内において災害が発生した場合、乙に対し、し尿等の収集、運搬、処理等要請書(別記第1号様式。以下「要請書」という。)に基づき協力を要請する。

2 前項の規定にかかわらず、甲は、緊急を要する場合には口頭により協力を要請することができる。この場合において、甲は、緊急を要する事情が止んだときは、速やかに要請書を乙に交付しなければならない。

(協定業務の実施)

第3条 乙は、甲から前条の規定による要請があったときは、必要な人員及び車両を可能な範囲で調達し、甲の指示に従い、当該業務を実施するものとする。

2 前項の場合において、乙は次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮すること。
- (2) し尿等への異物混入防止に努めること。
- (3) 甲又は第三者に損害を及ぼすことのないよう特段の注意を払うこと。

(実施の報告)

第4条 乙は、前条第1項の規定による業務が完了したときは、し尿等の収集、運搬、処理等報告書(別記第2号様式。以下「報告書」という。)により、次に掲げる事項を甲に報告するものとする。

- (1) 協定業務に要した車両台数及び収集日時
- (2) 協定業務における避難所等ごとの収集基数及び収集量
- (3) 協定業務に従事した期間
- (4) その他必要な事項

(事故の報告)

第5条 乙は、協定業務に従事した者が死亡、負傷、疾病又は障害を受けた場合は、事故報告書(別記第3号様式)により速やかに甲に報告するものとする。

(災害補償)

第6条 前条の規定により事故の報告があった場合において、当該従事した者又はその者の遺族に対する災害補償については、乙の加入する労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の休業補償給付又は遺族補償給付によるものとする。

(費用の負担)

第7条 第2条の要請に基づき乙が実施した協定業務に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の費用の額及び支払方法については、甲乙協議して定めるものとする。

(相互の連絡)

第8条 甲及び乙は、協定業務の円滑な実施のため、それぞれの組織内に担当部署又は担当者を定め、互いにその連絡先を通知するものとする。連絡先に変更があったときも、また同様とする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は協定締結の日から3年とする。ただし、有効期間満了の1月前までに甲又は乙が文書により協定の終了を通知しない場合は、3年間延長されるものとし、その後も同様とする。

(定めのない事項等の処理)

第10条 この協定に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上各自1通を保有する。

平成29年12月25日

甲 習志野市鷺沼2丁目1番1号
習志野市
市長 宮本 泰介

乙 八千代市吉橋3035番地
株式会社 森山工業
代表取締役 森山 浩一

別 記

第1号様式（第2条第1項）

年 月 日

様

習志野市長 印

し尿等の収集、運搬、処理等要請書

「災害時におけるし尿等の収集運搬に関する協定書」第2条第1項の規定により、次のとおり要請します。

災害の名称			
要請の期間	年 月 日 () ~ 年 月 日 ()		
収集の 場所と地域		推 定 件 数	
想定収集量			
搬入先	<input type="checkbox"/> 他市町村し尿処理施設 ()		
要請車両台数			
要請人員			
担当者	所 属 : 部 課 氏 名 : 電 話 :		

第2号様式（第4条）

年 月 日

（宛先） 習志野市長

印

し尿等の収集、運搬、処理等報告書

「災害時におけるし尿等の収集運搬に関する協定書」第4条の規定により、次のとおり報告します。

災害の名称			
協定業務に従事した期間	年 月 日（ ） ） 年 月 日（ ）		
収集の場所と地域		収集件数	
収集量	_____基 _____ℓ		
搬入先	<input type="checkbox"/> 他市町村し尿処理施設 ()		
従事車両台数			
従事人員			
担当者	氏 名： 電 話：		

* 任意の様式で「車両ごとの収集日時」、「収集箇所ごとの作業量及び収集量」を添付すること。

1-5. 仮設トイレ

① 災害時における仮設トイレレンタル業務に関する協定書 (株式会社関東広興)

習志野市内において広域災害等が発生し、仮設トイレ設置の必要が生じた場合、その業務について習志野市(以下「甲」という。)(株)関東広興(以下「乙」という。)(株)との間において、次のとおり協定を締結する。

(業務)

第1条 この業務内容は、災害発生時において甲が仮設トイレを必要とするときは、甲の要請に対して乙は乙の保有する仮設トイレを甲の指定する避難場所等に、運搬設置するものとする。

(搬入施設)

第2条 搬入施設は、災害時に甲が指定するものとする。ただし、災害により甲からの指定ができない場合には、事前に指定した避難場所等とする。

(要請手続等)

第3条 甲の乙に対する要請手続は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等をもって要請し、事後文書を提出するものとする。

(報告)

第4条 乙は、甲に対して業務の実施状況の報告を行うものとする。

(費用弁償)

第5条 乙が供給した仮設トイレ設置等に係る費用については、甲が負担するものとする。
2 前項に規定する費用は、乙の提出する実施状況報告等に基づき、乙が使用している通常料金を目安とするが、災害下での特別の事由があった場合については、甲乙協議して決定するものとする。

(指揮命令)

第6条 この業務に係る指揮命令及び連絡調整については、甲が指定する者がおこなうものとする。

(期間)

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1ケ年とする。ただし、本協定は、期間満了前に甲、乙いずれも疑義のない場合には、自動的に更新することができる。

(協議)

第8条 この協定に疑義を生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、そのつど甲・乙協議して定めるものとする。

この協定締結の証として本書2通を作成し、甲・乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成9年7月14日

甲 千葉県習志野市鷺沼1-1-1
習志野市
習志野市長 荒木 勇

乙 千葉県習志野市茜浜1-6-8
㈱関東広興
代表取締役 沢田 雅彦

② 災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書 (株式会社アクティオ)

習志野市(以下「甲」という。)と株式会社アクティオ(以下「乙」という。)は、地震等の災害時等におけるレンタル機材の提供に関し次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、習志野市内に地震等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「災害時等」という。)に、甲の要請に応じ、乙がその保有するレンタル機材を提供することについて、必要な事項を定めるものとする。

(提供の要請)

第2条 甲は、災害時等においてレンタル機材を必要とするときは、乙に対して、乙の保有する移動トイレ、発電機その他のレンタル機材(以下「保有機材」という。)の提供を要請するものとする。

2 前項の規定による要請は、文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、後日速やかに文書を提出するものとする。

(提供等)

第3条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、保有機材を甲に優先的に提供し、及び運搬するよう努めるものとする。

2 乙は、甲の要請に的確に対応するため、保有機材の供給可能な体制を保持するものとする。

(費用負担)

第4条 甲は、保有機材の提供及び運搬に係る費用を負担するものとする。この場合において、当該費用は、乙の通常価格により算出した額とする。

(引渡し)

第5条 保有機材の提供に係る引渡し場所は、甲が指定するものとし、甲は、当該引渡場所に職員を派遣し、当該保有機材を確認の上、引渡しを受けるものとする。

(連絡先等確認)

第6条 応急復旧活動に関する事項の伝達を円滑に行うため、甲乙双方の連絡先及び連絡責任者・担当者を定めるものとする。ただし、期間の途中において内容の変更が生じた場合は、速やかに相手先に報告するものとする。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に疑義を生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(期間)

第8条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、平成19年3月31日までとする。ただし、期間満了の2か月前までに、甲又は乙から書面による解約の申し出がないとき

は、なお、1年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成18年7月20日

甲 千葉県習志野市鷺沼1丁目1番1号
習志野市
習志野市長 荒木 勇

乙 東京都千代田区岩本町本町1丁目5番13号
秀和第2岩本町ビル
株式会社アクティオ
代表取締役 小沼 光雄

1-6. 応急復旧活動

① 災害時における応急復旧活動等の協力に関する協定書 (習志野市管工事協同組合)

習志野市内において、地震、風水害その他の災害(以下「災害」という。)の発生が予想される場合の被害の未然防止及び災害が発生した場合の応急復旧に係る工事等(以下「応急復旧活動等」という。)の協力に関し、習志野市(以下「甲」という。)と習志野市管工事協同組合(以下「乙」という。)との間において、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害時における民間協力の一環として、甲の管理する公共施設の機能の確保及び回復並びに市民の安全を確保するため、甲、乙間において必要な事項を定め、もって災害に対し迅速かつ的確に対応することを目的とする。

(協力要請)

第2条 市内において、災害の発生が予想される場合又は災害が発生した場合、甲は乙に対し、応急復旧活動等について協力を要請することができる。

2 甲が前項の規定により応急復旧活動等の協力を要請しようとするときは、応急復旧活動等要請書(別記様式)により、乙に直接要請できるものとする。ただし、応急復旧活動等要請書による要請の手続をする時間的余裕がないときは、電話等により要請できるものとし、事後遅滞なく乙に応急復旧活動等要請書を提出するものとする。

(協力の実施)

第3条 乙は、前条の規定により要請を受けた場合は、応急復旧活動等に必要な人員、機械等を出動させ、甲が行う応急復旧活動等に協力するものとし、甲の指定する場所において直ちに応急復旧活動等を実施するものとする。なお、乙はあらかじめ甲と協議の上、習志野市入札参加資格者名簿に登載されている業者を、応急復旧活動等に協力させることができるものとする。

(応急復旧活動等の内容)

第4条 乙が行う応急復旧活動等は、次のとおりとする。

- (1) 道路施設等の応急復旧活動等
- (2) 下水道施設等の応急復旧活動等
- (3) 公園施設等の応急復旧活動等
- (4) その他公共施設等の応急復旧活動等
- (5) 救助活動等に伴う支援作業

(費用負担)

第5条 甲の要請により、乙が実施した応急復旧活動等に要した費用については、乙の請求に基づき、甲が支払うものとする。

2 前項の規定により甲が支払う費用の額については、甲乙協議の上決定し習志野市財務

規則(平成3年規則第22号)に基づき支払うものとする。

(連絡先等の通知)

第6条 甲及び乙は、応急復旧活動等を行うに当たり、関係する事項の伝達を円滑に行うため、相互に連絡先及び連絡責任者を通知するものとする。なお、当該内容に変更が生じた場合は、速やかに相手に報告するものとする。

(災害時の情報提供)

第7条 乙は、応急復旧活動等の実施中に得た災害情報を積極的に甲に提供するものとする。

(守秘義務)

第8条 乙は、応急復旧活動等の実施に関して知り得た秘密を、甲以外の者に漏らしてはならない。

(訓練)

第9条 応急復旧活動等の円滑な実施を期するため、乙は、必要に応じて甲の行う防災訓練に参加するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に疑義を生じたときは、甲乙協議の上定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成26年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の1月前までに、甲、乙、いずれからも協定改定意思表示がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成25年10月16日

甲 習志野市鷺沼1丁目1番1号
習志野市
市長 宮本 泰介

乙 習志野市鷺沼3丁目4番3号
習志野市管工事協同組合
理事長 川手 健豪

別記様式(第2条第2項)

年 月 日

習志野市管工事協同組合
理事長 様

習志野市長

応急復旧活動等要請書

災害時における応急復旧活動等の協力に関する協定第2条第2項の規定により、下記の応急復旧活動等にかかる協力を要請します。

記

要請場所	
要請概要	
備 考	

② 災害時における応急復旧活動等の協力に関する協定書 (習志野市建設協力会)

習志野市内において、地震、風水害その他の災害(以下「災害」という。)の発生が予想される場合の被害の未然防止及び災害が発生した場合の応急復旧に係る工事等(以下「応急復旧活動等」という。)の協力に関し、習志野市(以下「甲」という。)と習志野市建設協力会(以下「乙」という。)との間において、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害時における民間協力の一環として、甲の管理する公共施設の機能の確保及び回復並びに市民の安全を確保するため、甲、乙間において必要な事項を定め、もって災害に対し迅速かつ的確に対応することを目的とする。

(協力要請)

第2条 市内において、災害の発生が予想される場合又は災害が発生した場合、甲は乙に対し、応急復旧活動等について協力を要請することができる。

2 甲が前項の規定により応急復旧活動等の協力を要請しようとするときは、応急復旧活動等要請書(別記様式)により、乙に直接要請できるものとする。ただし、応急復旧活動等要請書による要請の手続をする時間的余裕がないときは、電話等により要請できるものとし、事後遅滞なく乙に応急復旧活動等要請書を提出するものとする。

(協力の実施)

第3条 乙は、前条の規定により要請を受けた場合は、応急復旧活動等に必要の人員、機械等を出動させ、甲が行う応急復旧活動等に協力するものとし、甲の指定する場所において直ちに応急復旧活動等を実施するものとする。なお、乙はあらかじめ甲と協議の上、習志野市入札参加資格者名簿に登載されている業者を、応急復旧活動等に協力させることができるものとする。

(応急復旧活動等の内容)

第4条 乙が行う応急復旧活動等は、次のとおりとする。

- (1) 道路施設等の応急復旧活動等
- (2) 下水道施設等の応急復旧活動等
- (3) 公園施設等の応急復旧活動等
- (4) その他公共施設等の応急復旧活動等
- (5) 救助活動等に伴う支援作業

(費用負担)

第5条 甲の要請により、乙が実施した応急復旧活動等に要した費用については、乙の請求に基づき、甲が支払うものとする。

2 前項の規定により甲が支払う費用の額については、甲乙協議の上決定し習志野市財務規則(平成3年規則第22号)に基づき支払うものとする。

(連絡先等の通知)

第6条 甲及び乙は、応急復旧活動等を行うに当たり、関係する事項の伝達を円滑に行うため、相互に連絡先及び連絡責任者を通知するものとする。なお、当該内容に変更が生じた場合は、速やかに相手に報告するものとする。

(災害時の情報提供)

第7条 乙は、応急復旧活動等の実施中に得た災害情報を積極的に甲に提供するものとする。

(守秘義務)

第8条 乙は、応急復旧活動等の実施に関して知り得た秘密を、甲以外の者に漏らしてはならない。

(訓練)

第9条 応急復旧活動等の円滑な実施を期するため、乙は、必要に応じて甲の行う防災訓練に参加するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に疑義を生じたときは、甲乙協議の上定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成26年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の1月前までに、甲、乙、いずれからも協定改定の意思表示がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成25年10月22日

甲 習志野市鷺沼1丁目1番1号
習志野市
市長 宮本泰介

乙 習志野市藤崎5丁目1番21号
習志野市建設協力会
会長 青木安弘

別記様式(第2条第2項)

年 月 日

習志野市建設協力会
会長 様

習志野市長

応急復旧活動等要請書

災害時における応急復旧活動等の協力に関する協定第2条第2項の規定により、下記の応急復旧活動等にかかる協力を要請します。

記

要請場所	
要請概要	
備 考	

③ 災害時における応急復旧活動等の協力に関する協定書 (習志野市造園工事業協同組合)

習志野市内において、地震、風水害その他の災害(以下「災害」という。)の発生が予想される場合の被害の未然防止及び災害が発生した場合の応急復旧に係る工事等(以下「応急復旧活動等」という。)の協力に関し、習志野市(以下「甲」という。)と習志野市造園工事業協同組合(以下「乙」という。)との間において、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害時における民間協力の一環として、甲の管理する公共施設の機能の確保及び回復並びに市民の安全を確保するため、甲、乙間において必要な事項を定め、もって災害に対し迅速かつ的確に対応することを目的とする。

(協力要請)

第2条 市内において、災害の発生が予想される場合又は災害が発生した場合、甲は乙に対し、応急復旧活動等について協力を要請することができる。

2 甲が前項の規定により応急復旧活動等の協力を要請しようとするときは、応急復旧活動等要請書(別記様式)により、乙に直接要請できるものとする。ただし、応急復旧活動等要請書による要請の手続をする時間的余裕がないときは、電話等により要請できるものとし、事後遅滞なく乙に応急復旧活動等要請書を提出するものとする。

(協力の実施)

第3条 乙は、前条の規定により要請を受けた場合は、応急復旧活動等に必要の人員、機械等を出動させ、甲が行う応急復旧活動等に協力するものとし、甲の指定する場所において直ちに応急復旧活動等を実施するものとする。なお、乙はあらかじめ甲と協議の上、習志野市入札参加資格者名簿に登載されている業者を、応急復旧活動等に協力させることができるものとする。

(応急復旧活動等の内容)

第4条 乙が行う応急復旧活動等は、次のとおりとする。

- (1) 道路施設等の応急復旧活動等
- (2) 下水道施設等の応急復旧活動等
- (3) 公園施設等の応急復旧活動等
- (4) その他公共施設等の応急復旧活動等
- (5) 救助活動等に伴う支援作業

(費用負担)

第5条 甲の要請により、乙が実施した応急復旧活動等に要した費用については、乙の請求に基づき、甲が支払うものとする。

2 前項の規定により甲が支払う費用の額については、甲乙協議の上決定し習志野市財務規則(平成3年規則第22号)に基づき支払うものとする。

(連絡先等の通知)

第6条 甲及び乙は、応急復旧活動等を行うに当たり、関係する事項の伝達を円滑に行うため、相互に連絡先及び連絡責任者を通知するものとする。なお、当該内容に変更が生じた場合は、速やかに相手に報告するものとする。

(災害時の情報提供)

第7条 乙は、応急復旧活動等の実施中に得た災害情報を積極的に甲に提供するものとする。

(守秘義務)

第8条 乙は、応急復旧活動等の実施に関して知り得た秘密を、甲以外の者に漏らしてはならない。

(訓練)

第9条 応急復旧活動等の円滑な実施を期するため、乙は、必要に応じて甲の行う防災訓練に参加するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に疑義を生じたときは、甲乙協議の上定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成26年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の1月前までに、甲、乙、いずれからも協定改定の意思表示がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成25年10月22日

甲 習志野市鷺沼1丁目1番1号
習志野市
市長 宮本泰介

乙 習志野市花咲1丁目10番3号
習志野市造園工事業協同組合
理事長 星野高歩

別記様式(第2条第2項)

年 月 日

習志野市造園工事業協同組合
理事長 様

習志野市長

応急復旧活動等要請書

災害時における応急復旧活動等の協力に関する協定第2条第2項の規定により、下記の応急復旧活動等にかかる協力を要請します。

記

要請場所	
要請概要	
備 考	

2. 補助金関係

2-1. 補助金交付要綱

① 災害等廃棄物処理事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 災害等廃棄物処理事業費補助金(以下「補助金」という。)については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。)の規定によるほか、この要綱に定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 補助金は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137条)第22条の規定による災害その他の事由により特に必要となった廃棄物の処理を行うために要する費用の一部を補助することにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

(交付の対象)

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、別に定める災害その他の事由により被害を受けた市町村(地方自治法(昭和22年法律第67号)第281条第1項に定める特別区並びに第284条第1項に定める一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。)が行う災害等廃棄物処理事業(以下「補助事業」という。)とする。

(交付額の算定方法)

第4条 補助金の交付額は、様式第1号による「災害等廃棄物処理事業費補助金補助対象事業限度額表」に定める額の範囲内において、補助対象事業費に係る実支出額と総事業費から当該事業のための寄付金その他の収入額を控除した額とを比較していずれか少ない方の額に2分の1を乗じて得た額とする。ただし、算定された事業ごとの交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第5条 市町村は、補助金の交付を受けようとするときは、別途指示する期日までに様式第2号による交付申請書を環境大臣に提出しなければならない。

2 申請者は、前項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。)を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(変更交付申請)

第6条 市町村は、補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して補助金

の額の変更申請を行う場合には、速やかに様式第3号による変更交付申請書を環境大臣に提出しなければならない。

2 前条第2項の規定は、前項の変更申請を行う場合において準用する。

(交付の決定)

第7条 環境大臣は、第5条又は第6条の規定による申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、交付の決定を行い、様式第4号による交付決定通知書を市町村に送付するものとする。

2 第5条又は第6条の規定による申請書が到達してから、当該申請に係る前項による交付の決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。

3 環境大臣は、第5条第2項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、そのする旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(精算交付申請)

第8条 市町村は、補助事業の完了後に補助金の交付を受けようとするときは、事業の完了の日から起算して1か月を経過した日又は各年度3月末日のいずれか早い日までに様式第5号による精算交付申請書を環境大臣に提出しなければならない。

(交付の条件)

第9条 補助金の交付決定には、次の条件が付されるものとする。

一 次に掲げる事項に該当する場合は、あらかじめ様式第6号による計画変更承認申請書を環境大臣に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助金の額に変更を伴う場合は、第6条の手続きによるものとする。

ア 別表に示す補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。ただし、各配分額のいずれか低い額の30%以内の変更を除く。

イ 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合を除く。

二 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとする場合は、様式第7号による中止(廃止)承認申請書を環境大臣に提出して承認を受けなければならない。

三 補助事業が予定の期間内に完了しないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに様式第8号による遅延報告書を環境大臣に提出して、その指示を受けなければならない。ただし、変更後の完了予定期日が当初の完了予定期日の属する年度を超えない場合で、かつ、当初の完了予定期日後2か月以内である場合はこの限りでない。

四 補助事業の遂行及び収支の状況について、環境大臣の要求があったときは速やかに様式第9号による遂行状況報告書を環境大臣に提出しなければならない。

五 補助金の額の確定が行われるまでの間において、合併等により市町村の名称又は住所の変更が生じたときには、遅滞なく環境大臣に報告しなければならない。

六 補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区

分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておくとともに、これらの帳簿及び証拠書類を補助事業の完了（中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後5年間、環境大臣の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

七 環境大臣は、補助事業の適正かつ円滑な実施を確保するために必要があると認めるときは、市町村に対して、補助事業の経理について調査し、若しくは指導し、又は報告を求めることができる。

八 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第10号による消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書により速やかに環境大臣に報告しなければならない。環境大臣は、その報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。当該返還の期限は、その命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間日数に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。ただし、第12条第3項の規定により当該消費税等仕入控除税額を減額して実績報告を行った場合には、この限りでない。

（申請の取下げ）

第10条 市町村は、第7条第1項の交付の決定の通知を受けた場合において、交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から起算して15日以内に書面をもって環境大臣に交付申請の取下げを申し出なければならない。

（補助事業の遂行の命令等）

第11条 環境大臣は、第9条第4号の規定による報告書に基づき、市町村が法令等、交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認められるときは、市町村に対し、これらに従って補助事業を遂行すべきことを指導することができる。

2 環境大臣は、補助金交付及び補助事業の適正を期するために必要があるときは、市町村に対して報告を求め、又はその職員に市町村に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

（実績報告）

第12条 市町村は、補助事業が完了（中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに様式第11号による事業実績報告書を環境大臣に提出しなければならない。

2 補助事業の実施期間内において、国の会計年度が終了したときは、翌年度4月30日までに様式第12号による年度終了実績報告書を環境大臣に提出しなければならない。

3 補助事業者は、第1項又は第2項の実績報告を行うに当たって、第5条第2項ただし書（第6条第2項の規定により準用する場合を含む。）の規定により交付額を算出した場合において、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除

税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第13条 環境大臣は、第8条の申請を受けた場合には、申請書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、補助金を交付すべきものと認めるときは、交付の決定を行うとともに補助金の額を確定して、様式第13号による交付決定及び確定通知書により市町村に通知するものとする。

2 環境大臣は、前条第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容(第9条第1号に基づく承認をした場合は、その承認された内容を含む。)及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定して、様式第14号による交付額確定通知書により市町村に通知するものとする。

3 環境大臣は、市町村に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

4 前項の補助金の返還期限は、その命令のなされた日から20日以内とする。ただし、市町村が補助金の返還のための予算措置につき議会の承認を必要とする場合で、かつ20日以内の期限により難しい場合には、額の確定通知の日から90日以内とすることができる。

5 環境大臣は、前項の返還期間内に補助金に相当する額の納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の支払)

第14条 補助金は、前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、環境大臣が必要があると認める場合であって、財務大臣との協議が整った場合には、概算払をすることができる。

2 市町村は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第15号による精算(概算)払請求書を官署支出官に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第15条 環境大臣は、第9条第2号による補助事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第7条第1項の交付の決定の全部若しくは一部を取消することができる。

一 市町村が、法令等若しくはこの要綱に基づく環境大臣の指示等に従わない場合

二 市町村が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

三 市町村が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適當な行為をした場合

四 天災地変その他補助金の交付の決定後に生じた事情の変更により補助事業を遂行することができない場合(市町村の責に帰すべき事情による場合を除く。)

2 環境大臣は、前項の取消しを行った場合は、既に当該取消しに係る部分に関し補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

る。

3 環境大臣は、前項の返還を命ずる場合であつて、適正化法第17条第1項に基づく交付決定の取消しである場合には、第1項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第2項に基づく補助金の返還については、第13条第4項(ただし書きを除く。)及び第5項の規定を準用する。

(電子情報処理組織による申請等)

第16条 補助事業者は、第5条第1項の規定に基づく交付の申請、第6条第1項の規定に基づく変更交付申請、第8条に基づく精算交付申請、第9条第1号の規定に基づく計画変更の申請、第9条第2号の規定に基づく中止又は廃止の申請、第9条第3号の規定に基づく事業遅延の報告、第9条第4号の規定に基づく状況報告、第9条第5号の規定に基づく名称等の変更報告、第9条第8号の規定に基づく消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告、第10条の規定に基づく申請の取下げ、第12条第1項若しくは第2項の規定に基づく実績報告、又は第14条第2項の規定に基づく支払請求(以下、「交付申請等」という。)については、電子情報処理組織を使用する方法(適正化法第26条の2及び3の規定に基づき環境大臣が定めるものをいう。)により行うことができる。

(電子情報処理組織による通知等)

第17条 環境大臣は、前条の規定により行われた交付申請等に係る通知、承認、指示又は命令について、当該通知等を電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。

(その他)

第18条 特別な事情により、この要綱に定める算定方法及び手続等によることができない場合は、あらかじめ環境大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

2 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他必要な事項は、環境省環境再生・資源循環局長が別途定める。

(附則)

1 この要綱は平成28年1月26日から施行する。

2 この要綱の施行前に交付をした補助金で繰越事業が継続しているものの取扱いについては、改正後の規定を適用する。

(附則)

1 この要綱は令和3年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行前に交付をした補助金で繰越事業が継続しているものの取扱いについては、改正後の規定を適用する。

別表

区分	費目	内容
し尿処理	(直営分) 労務費	「公共工事労務単価」の区分によること
	借上料	自動車、船舶、機械器具の借上料
	燃料費	自動車、船舶、機械器具の燃料費
	修繕費	機械器具の修繕費
	薬品費	し尿の処分に必要な薬品費
	道路整備費	処分に要する覆土及び運搬に必要な最小限度の道路整備費
	手数料	条例に基づき算定された手数料(委託先が市町村の場合に限る。なお、上記の経費が手数料に含まれている場合には、当該経費は除くものとする。)
	(委託分) 委託料	民間事業者及び地方公共団体への委託料
ごみ処理	(直営分) 労務費	「公共工事労務単価」の区分によること
	借上料	自動車、船舶、機械器具の借上料
	燃料費	自動車、船舶、機械器具の燃料費
	修繕費	機械器具の修繕費
	薬品費	ごみの処分に必要な薬品費
	道路整備費	処分に要する覆土及び運搬に必要な最小限度の道路整備費
	手数料	条例に基づき算定された手数料(委託先が市町村の場合に限る。なお、上記の経費が手数料に含まれている場合には、当該経費は除くものとする。)
	(委託分) 委託料	民間事業者及び地方公共団体への委託料
漂着ごみ処理	同上	同上

② 廃棄物処理施設災害復旧事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 廃棄物処理施設災害復旧事業費補助金(以下「補助金」という。)については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。)の規定によるほか、この要綱に定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 補助金は、災害により被害を受けた一般廃棄物処理施設、浄化槽、産業廃棄物処理施設、広域臨海環境整備センター法(昭和56年法律第76条)第2条で規定する広域廃棄物埋立処分場、中間貯蔵・環境安全事業株式会社が運営するPCB廃棄物処理施設の復旧に要する経費の一部を補助することにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

(交付の対象)

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、別に定める災害により被害を受けた一般廃棄物処理施設、浄化槽、産業廃棄物処理施設、広域廃棄物埋立処分場及びPCB廃棄物処理施設に係る災害復旧事業(以下「補助事業」という。)とする。

- 2 前項における「災害復旧事業」とは、災害によって必要を生じた事業で、災害により被害を受けた施設を原形に復旧する(原形に復旧することが不可能な場合において当該施設を従前の効用に復旧するための施設を設置することを含む。)ことを目的とするものをいう。
- 3 災害によって必要を生じた事業で、災害により被害を受けた施設を原形に復旧することが著しく困難又は不適當な場合において、これに代わるべき必要な施設を設置することを目的とするものは、災害復旧事業とみなす。

(交付額の算定方法)

第4条 補助金の交付額は、様式第1号による「廃棄物処理施設災害復旧事業費補助金補助対象事業限度額表」に定める額の範囲内において、補助対象事業に係る実支出額と総事業費から当該事業のための寄付金その他の収入額を控除した額とを比較していずれか少ない方の額に2分の1(令和元年台風第15号及び令和元年台風第19号並びに令和2年7月豪雨による災害によって被害を受けた施設にあつては10分の8)を乗じて得た額とする。ただし、算定された事業ごとの交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第5条 都道府県、市町村(地方自治法(昭和22年法律第67号)第281条第1項に定める特別区並びに第284条第1項に定める一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。)廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。)第15条の5第1項の規定により指定を受けた法人(以下「廃棄物処理センター」

という。)、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)第2条第5項に規定する選定事業者(以下「PFI 選定事業者」という。)、広域臨海環境整備センター法(昭和56年法律第76号)により設立した法人(以下「広域臨海環境整備センター」という。)及び中間貯蔵・環境安全事業株式会社(以下「地方公共団体等」という。)は、補助金の交付を受けようとするときは、別途指示する期日までに様式第2号による交付申請書を環境大臣にしなければならない。

- 2 申請者は、前項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。)を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(変更交付申請)

第6条 地方公共団体等は、補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して補助金の額の変更申請を行う場合には、速やかに様式第3号による変更交付申請書を環境大臣に提出しなければならない。

- 2 前条第2項の規定は、前項の変更申請を行う場合において準用する。

(交付の決定)

第7条 環境大臣は、第5条又は第6条の規定による申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、交付決定を行い、様式第4号による交付決定通知書を地方公共団体等に送付するものとする。

- 2 第5条又は第6条の規定による申請書が到達してから、当該申請に係る前項による交付の決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。

- 3 環境大臣は、第5条第2項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、そのする旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(精算交付申請)

第8条 地方公共団体等は、補助事業の完了後に補助金の交付を受けようとするときは、事業の完了の日から起算して1か月を経過した日又は各年度3月末日のいずれか早い日までに様式第5号による精算交付申請書を環境大臣に提出しなければならない。

(交付の条件)

第9条 補助金の交付決定には、次の条件が付されるものとする。

- 一 次に掲げる事項に該当する場合は、あらかじめ様式第6号による計画変更承認申請書を環境大臣に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助金の額に変更を伴う場合は、第6条の手続きによるものとする。

- ア 別表に示す補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。ただし、各配分額のいずれか低い額の30%以内の変更を除く。
- イ 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合を除く。
- 二 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとする場合は、様式第7号による中止(廃止)承認申請書を環境大臣に提出して承認を受けなければならない。
- 三 補助事業が予定の期間内に完了しないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに様式第8号による遅延報告書を環境大臣に提出して、その指示を受けなければならない。ただし、変更後の完了予定期日が当初の完了予定期日の属する年度を超えない場合で、かつ、当初の完了予定期日後2か月以内である場合はこの限りでない。
- 四 補助事業の遂行及び収支の状況について、環境大臣の要求があったときは速やかに様式第9号による遂行状況報告書を環境大臣に提出しなければならない。
- 五 補助金の額の確定が行われるまでの間において、合併等により地方公共団体等の名称又は住所の変更が生じたときには、遅滞なく環境大臣に報告しなければならない。
- 六 補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておくとともに、これらの帳簿及び証拠書類を補助事業の完了(中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。)の日の属する年度の終了後5年間、環境大臣の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておくなければならない。
- 七 環境大臣は、補助事業の適正かつ円滑な実施を確保するために必要があると認めるときは、地方公共団体等に対して、補助事業の経理について調査し、若しくは指導し、又は報告を求めることができる。
- 八 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第10号による消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書により速やかに環境大臣に報告しなければならない。環境大臣は、その報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。当該返還の期限は、その命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間日数に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。ただし、第12条第3項の規定により当該消費税等仕入控除税額を減額して実績報告を行った場合には、この限りでない。
- 九 地方公共団体等は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、取得財産等管理台帳を備え、当該財産に廃棄物処理施設災害復旧事業で取得した財産である旨を明示するとともに、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

十 地方公共団体等は、取得財産等のうち、不動産及びその従物、並びに補助事業により取得し又は効用の増加した価格が単価 50 万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和 40 年大蔵省令第 15 号)で定める期間を経過するまで、環境大臣の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊し(廃棄を含む。)を行ってはならない。なお、財産処分に係る承認申請、承認条件その他必要な事務手続については、「環境省所管の補助金等で取得した財産の承認基準について」(平成 20 年 5 月 15 日付環境省発第 080515002 号環境省大臣官房会計課長通知。以下「財産処分承認基準」という。)に基づき行うものとする。また、財産処分承認基準第 4 に定める財産処分納付金について、環境大臣が定める期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利 3% の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(申請の取下げ)

第 10 条 地方公共団体等は、第 7 条第 1 項の交付決定の通知を受けた場合において、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から起算して 15 日以内に書面をもって環境大臣に交付申請の取下げを申し出なければならない。

(補助事業の遂行の命令等)

第 11 条 環境大臣は、第 9 条第 4 号の規定による報告書に基づき、地方公共団体等が法令等、交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認められるときは、地方公共団体等に対し、これらに従って補助事業を遂行すべきことを指導することができる。

2 環境大臣は、補助金交付及び補助事業の適正を期するために必要があるときは、地方公共団体等に対して報告を求め、又はその職員に地方公共団体等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(実績報告)

第 12 条 地方公共団体等は、補助事業が完了(中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。)したときは、事業の完了の日から起算して 30 日を経過した日又は翌年度 4 月 10 日のいずれか早い日までに様式第 11 号による事業実績報告書を環境大臣に提出しなければならない。

2 補助事業の実施期間内において、国の会計年度が終了したときは、翌年度 4 月 30 日までに様式第 12 号による年度終了実績報告書を環境大臣に提出しなければならない。

3 補助事業者は、第 1 項又は第 2 項の実績報告を行うに当たって、第 5 条第 2 項ただし書(第 6 条第 2 項の規定により準用する場合を含む。)の規定により交付額を算出した場合において、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第 13 条 環境大臣は、第8条の申請を受けた場合には、申請書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、補助金を交付すべきものと認めるときは、交付の決定を行うとともに補助金の額を確定して、様式第 13 号による交付決定及び確定通知書により地方公共団体等に通知するものとする。

2 環境大臣は、前条第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容(第9条第1号に基づく承認をした場合は、その承認された内容を含む。)及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定して、様式第 14 号による交付額確定通知書により地方公共団体等に通知するものとする。

3 環境大臣は、地方公共団体等に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

4 前項の補助金の返還期限は、その命令のなされた日から 20 日以内とする。ただし、地方公共団体が補助金の返還のための予算措置につき議会の承認を必要とする場合で、かつ 20 日以内の期限により難しい場合には、額の確定通知の日から 90 日以内とすることができる。

5 環境大臣は、前項の返還期間内に補助金に相当する額の納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利 10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の支払)

第 14 条 補助金は、前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、環境大臣が必要があると認める場合であって、財務大臣との協議が整った場合には、概算払をすることができる。

2 地方公共団体等は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第 15 号による精算(概算)払請求書を官署支出官に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第 15 条 環境大臣は、第9条第2号による補助事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第7条第1項の交付の決定の全部若しくは一部を取消することができる。

一 地方公共団体等が、法令等若しくはこの要綱に基づく環境大臣の指示等に従わない場合

二 地方公共団体等が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

三 地方公共団体等が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合

四 天災地変その他補助金の交付の決定後に生じた事情の変更により補助事業を遂行することができない場合(地方公共団体等の責に帰すべき事情による場合を除く。)

- 2 環境大臣は、前項の取消しを行った場合は、既に当該取消しに係る部分に関し補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 環境大臣は、前項の返還を命ずる場合であって、適正化法第 17 条第 1 項に基づく交付決定の取消しである場合には、第 1 項第 4 号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、年利 10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第 2 項に基づく補助金の返還については、第 13 条第 4 項(ただし書きを除く。)及び第 5 項の規定を準用する。

(電子情報処理組織による申請等)

第 16 条 補助事業者は、第 5 条第 1 項の規定に基づく交付の申請、第 6 条第 1 項の規定に基づく変更交付申請、第 8 条に基づく精算交付申請、第 9 条第 1 号の規定に基づく計画変更の申請、第 9 条第 2 号の規定に基づく中止又は廃止の申請、第 9 条第 3 号の規定に基づく事業遅延の報告、第 9 条第 4 号の規定に基づく状況報告、第 9 条第 8 号の規定に基づく消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告、第 10 条の規定に基づく申請の取下げ、第 12 条第 1 項若しくは第 2 項の規定に基づく実績報告、又は第 14 条第 2 項の規定に基づく支払請求(以下、「交付申請等」という。)については、電子情報処理組織を使用する方法(適正化法第 26 条の 2 及び 3 の規定に基づき環境大臣が定めるものをいう。)により行うことができる。

(電子情報処理組織による通知等)

第 17 条 環境大臣は、前条の規定により行われた交付申請等に係る通知、承認、指示又は命令について、当該通知等を電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。

(その他)

第 18 条 特別な事情により、この要綱に定める算定方法及び手続等によることができない場合は、あらかじめ環境大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

- 2 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他必要な事項は、環境省環境再生・資源循環局長が別途定める。

(附則)

- 1 この要綱は平成 28 年 1 月 26 日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に交付をした補助金で繰越事業が継続しているものの取扱いについては、改正後の規定を適用する。

(附則)

この要綱は平成 28 年 10 月 11 日から施行する。

(附則)

この要綱は平成 30 年 8 月 29 日から施行する。

(附則)

この要綱は令和 2 年 1 月 30 日から施行する。

(附則)

この要綱は令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(附則)

- 1 この要綱は令和 3 年 2 月 2 日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に交付をした補助金で繰越事業が継続しているものの取扱いは、第 4 条については従前の規定を、第 16 条及び第 17 条については改正後の規定を適用する。

(附則)

この要綱は令和 3 年 12 月 22 日から施行する。

別表

区分	費目	内 容
工事費	本体工事費 付帯設備工事費 用地費及び補償費 調査費 機械器具費 営繕日 工事雑費	各費目の内容については、昭和 53 年 5 月 31 日厚生省第 382 号厚生事務次官通知別紙「廃棄物処理施設整備費補助金交付要綱別表 2」による
事務費	旅費及び庁費	

③ 災害等廃棄物処理事業費補助金及び廃棄物処理施設災害復旧事業費補助金実施要領

第1 補助対象となる災害の範囲

- (1) 災害等廃棄物処理事業費補助金及び廃棄物処理施設災害復旧事業費補助金で補助対象となる「災害」とは、暴風、洪水、高潮、地震その他の異常な天然現象により生ずる災害であって、公共土木施設災害復旧事業査定方針（昭和32年7月15日建河発351）第2及び第3の第1項に準じて取り扱うものとする。
- (2) 災害等廃棄物処理事業費補助金交付要綱第3条にいう「その他の事由」とは、災害に起因しないが、海岸法（昭和31年法律第101号）第3条に基づく海岸保全区域以外の区域の海岸への大量の廃棄物の漂着による被害（以下「漂着ごみ被害」という。）をいう。

第2 補助対象事業等

1. 災害等廃棄物処理事業

(1) 補助対象事業の範囲

補助対象となる事業の範囲は次に掲げる事業である。

- ① 市町村（地方自治法（昭和22年法律第67号）第281条第1項に定める特別区並びに第284条第1項に定める一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。）が災害その他の事由のために実施した生活環境の保全上特に必要とされる廃棄物の収集、運搬及び処分に係る事業（民間事業者及び地方公共団体への委託事業を含む。以下同じ。）
- ② 市町村が特に必要と認めた仮設便所、集団避難所等により排出されたし尿の収集、運搬及び処分に係る事業であって、災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づく避難所の開設期間内のもの

(2) 補助対象経費

補助対象となる経費は、次に掲げる経費とし、その詳細は別途定めるところによる。

- ① 労務費（「公共工事設計労務単価」の区分による）
- ② 自動車、船舶、機械器具の借上料
- ③ 自動車、船舶、機械器具の燃料費
- ④ 機械器具の修繕費
- ⑤ し尿及びごみの処分に必要な薬品費
- ⑥ 処分に要する覆土及び運搬に必要な最小限度の道路整備費
- ⑦ 条例に基づき算定された手数料（委託先が市町村である場合に限る。当該手数料に①から⑥の経費が含まれている場合には、当該経費を控除した額とする。）

⑧ 委託料

(3) 補助対象から除外されるもの

補助対象から除外される事業については次のとおりである。

- ① 1市町村の事業に要する経費が、指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19でいう指定都市をいう。以下同じ。）及び構成に指定都市を含む一部事務組合又は広域連合にあっては事業費800千円未満のもの
- ② 1市町村の事業に要する経費が、その他の市町村及び構成に指定都市を含まない一部事務組合又は広域連合にあっては事業費400千円未満のもの
- ③ 漂着ごみ被害にあっては、①又は②のほか、アからエのいずれかに該当するもの
 - (ア) 海岸保全区域内の漂着ごみ被害
 - (イ) 災害に起因しない漂着ごみ被害にあっては、1市町村における処理量が150ms未満のもの
 - (ウ) 著しく管理を怠り、異常に堆積させたもの
 - (エ) 国土交通省又は農林水産省所管の災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業の適用を受ける区域

(4) 他の災害復旧事業との調整

他の災害復旧事業で補助対象となった事業については、災害等廃棄物処理事業において重複して補助対象とすることはできない。

2. 廃棄物処理施設災害復旧事業

(1) 補助対象事業の範囲

補助対象となる事業の範囲は、都道府県、市町村、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第15条の5第1項の規定により指定を受けた法人（以下「廃棄物処理センター」という。）、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第2条第5項に規定する選定事業者（以下「PFI選定事業者」という。）、広域臨海環境整備センター法（昭和56年法律第76号）により設立した法人（以下「広域臨海環境整備センター」という。）及び中間貯蔵・環境安全事業株式会社（以下「地方公共団体等」という。）が設置した施設であって、次の各号に掲げる施設の災害復旧事業とする。

- ① 一般廃棄物処理施設
- ② 浄化槽（浄化槽市町村整備推進事業実施要綱（平成6年10月20日衛浄第67号）及び公共浄化槽等整備推進事業実施要綱（令和2年3月31日環循適発第20033115号）による事業に限る。）
- ③ 産業廃棄物処理施設
- ④ 広域廃棄物埋立処分場
- ⑤ PCB廃棄物処理施設（中間貯蔵・環境安全事業株式会社が運営するものに限る。）

(2) 補助対象経費

補助対象となる経費は、循環型社会形成推進交付金交付要綱（平成17年4月11日環廃対発第050411001号）、廃棄物処理施設整備費国庫補助金交付要綱（昭和53年5月31日厚生省環第382号）、広域廃棄物埋立処分場施設整備費国庫補助金交付要綱（平成4年5月22日厚生省生衛第549号）及び廃棄物処理施設整備費（PCB廃棄物処理施設整備事業）国庫補助金交付要綱（平成13年8月8日環廃産第369号）を準用する。

(3) 補助対象から除外されるもの

補助対象から除外される事業については次のとおりである。

① 1 施設の災害復旧事業に要する経費が次の表に掲げる金額未満のもの

施設名	金額
一般廃棄物処理施設 し尿処理施設 コミュニティ・プラント 汚泥再生処理センター 生活排水処理施設 ごみ処理施設 廃棄物循環型処理施設 廃棄物運搬用パイプライン施設 埋立処分地施設 マテリアルリサイクル推進施設 エネルギー回収推進施設 有機性廃棄物リサイクル推進施設 最終処分場	それぞれの施設ごとに、市、廃棄物処理センター及びPFI選定事業者にあつては1,500千円、町村にあつては800千円 ただし、一部事務組合又は広域連合については、組合構成市町村の人口が3万人以上の組合にあつては1,500千円、3万人未満の組合にあつては800千円
浄化槽（浄化槽市町村整備推進事業及び公共浄化槽等整備推進事業）	市町村400千円
産業廃棄物処理施設	都道府県、市、廃棄物処理センター及びPFI選定事業者にあつては1,500千円、町村にあつては800千円 ただし、一部事務組合又は広域連合については、組合構成市町村の人口が3万人以上の組合にあつては1,500千円、3万人未満の組合にあつては800千円
広域廃棄物埋立処分場	市町村及び広域臨海環境整備センター1,500千円

- ② 事務所、倉庫、公舎等の施設
 - ③ 工事の費用に比してその効果が著しく小さいもの
 - ④ 維持工事とみられるもの
 - ⑤ 災害復旧事業以外の事業の工事施行中に生じた災害に係るもの
 - ⑥ 明らかに設計の不備又は工事施行の粗漏に起因して生じたものと認められる災害に係るもの
 - ⑦ 甚だしく維持管理の義務を怠ったことに起因して生じたものと認められる災害に係るもの
- (4) 他の災害復旧事業との調整
- 河川、道路等公共土木施設に隣接する廃棄物処理施設の災害復旧事業を行う場合は、公共土木施設災害復旧事業と混同しないこと。
- (5) その他
- 災害復旧事業の適正な実施のため、災害による被害であるものか、維持管理上の補修改修等の時期にきていたものかの判断がつくよう財産管理台帳等を常備し記録しておくこと。

第3 被害状況の報告

- (1) 地方公共団体等は、災害その他の事由が発生した場合には、速やかに被害状況を把握し、その被害の概況、被害額、その他参考となる事項について、様式第1号又は様式第2号を作成の上、都道府県を通じて環境大臣あてに提出するものとする（広域臨海環境整備センター及び中間貯蔵・環境安全事業株式会社にあつては、都道府県を介さずに行うものとする）。
- (2) 都道府県は、管下の市町村から提出された様式第1号及び様式第2号を環境大臣あてに提出するに当たって、様式第3号を添付するものとする。
- (3) 被害額の算出にあたっては、正確にかつ速やかに行うものとし、報告後から実地調査の前までの間において所要経費に変更が生じた場合は直ちにその旨を報告するものとする。

第4 被害状況の実地調査

環境省は、第3による報告について、内閣府、厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実地調査要領（昭和59年9月7日蔵計第2150号）により、実地調査を行い、国庫補助対象額を算定するものとする。

第5 事業計画の変更に伴う事前協議

- (1) 災害等廃棄物処理事業及び廃棄物処理施設災害復旧事業の実施に際して、交付申請書の事業計画を変更する場合には、次に掲げるとおりとする。
- ① 事業費の増及び30%を超える減

環境省と事前協議の上、変更交付申請の手続きを行うこと。ただし、第4で実施した実地調査時において必要性を認められずに補助対象外となった事業、実地調査時に申請のなかった事業内容の追加等の変更については原則として認められない。

② 事業費の30%以下の減

環境省との事前協議は不要であり、事業実績報告において、減となった事由を報告書に付記すること。

③ 事業費の変更なし

環境省との事前協議は不要。

第6 電子情報処理組織による申請等

補助事業者は、第3条（1）、（2）の規定に基づく被害状況の報告については、電子情報処理組織を使用する方法（適正化法第26条の2及び3の規定に基づき環境大臣が定めるものをいう。）により行うことができる。

第7 電子情報処理組織による通知等

環境大臣は、前条の規定により行われた被害状況の報告に係る通知、承認、指示又は命令について、当該通知等を電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。

第8 その他

この要領に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他必要な事項（特定非常災害に指定され、かつ大量の災害廃棄物の発生が見込まれる災害の取扱いを含む。）は、環境省環境再生・資源循環局総務課長、廃棄物適正処理推進課長、浄化槽推進室長又は廃棄物規制課長が別途定める。

（附則）

- 1 この要領は平成28年1月26日から施行する。
- 2 この要領の施行前に交付をした補助金で繰越事業が継続しているものの取扱いについては、施行後の規定を適用する。

（附則）

- 1 この要領は令和2年7月3日から施行する。
- 2 この要領の施行前に交付をした補助金で繰越事業が継続しているものの取扱いについては、施行後の規定を適用する。

（附則）

- 1 この要領は令和3年4月1日から施行する。

2 この要領の施行前に交付をした補助金で繰越事業が継続しているものの取扱いについては、施行後の規定を適用する。